

安全保障理事会

配布：一般

2018年4月10日

原文：英語

アルバニア、オーストラリア、ブルガリア、カナダ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ペルー、ポーランド、カタール、モルドバ共和国、スロベニア、スウェーデン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トルコ、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国およびアメリカ合衆国：決議案

安全保障理事会は、

窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における禁止に関する議定書および化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（CWC）、および安保理諸決議 2401（2018）、2319（2016）、2314（2016）、2253（2015）、2235（2015）、2209（2015）、2178（2014）、2118（2013）、1989（2011）、1540（2004）および 1267（1999）を想起し、

シリアにおける化学兵器使用の追加の主張は、化学兵器禁止条約機関（OPCW）の事実調査ミッション（FFM）により調査され続けていることに留意し、

大規模な生命の損失と負傷者を生じていると報じられている 2018 年 4 月 7 日のシリア・アラブ共和国のダマスカスの外のドウマ地区において化学兵器使用の申立に深い懸念を表明し、化学兵器の使用は、国際法の重大な違反を構成することを確認し、そして化学兵器の何らかの使用に責任を有する者は、責任を問われなければならないことを強調し、

化学兵器禁止条約機関（OPCW）の事務局長が、その現行の調査に加えて、その事実調査ミッションが、あらゆる利用可能な資源からこの事件に関する情報を集めることと分析することの過程にあることとして CWC の締約国に対しその所見を報告することになっているということを発表したことに留意

し、

シリア・アラブ共和国において化学兵器および兵器としての化学物質の何らかの使用を最も強い文言で非難し、そして文民が、シリア・アラブ共和国において化学兵器および兵器としての有毒化学物質により殺されそして傷つけられ続けていることに深刻な懸念を表明し、

シリア・アラブ共和国は、CWC に加入したことを想起し、シリア・アラブ共和国における化学兵器としての、塩素などの、何らかの有毒化学物質の使用は、決議 2118 の違反であることに留意し、そしてシリア・アラブ共和国による何らかのそのような使用は、CWC の違反を構成するであろうことを更に留意し、

イラクおよびレバントのイスラム国 (ISIL、ダーシュとしても知られている) と ISIL (シリアにおけるダーシュ) に加わった外国人テロ戦闘員を含むが、それに限定されない、ISIL (ダーシュ) またはアル・カーイダと関連のあるその他の個人、集団、企業および団体、ISIL (ダーシュ) に忠誠を誓った集団、およびアル・ヌスラ戦線 (ANF) が、シリア・アラブ共和国における活動を続けていることに深刻な懸念を再確認し、

専門家気質で関連する証拠を検討する、また国際連合安全保安局と OPCW と調整して、調査官が、申し立てられた攻撃の場所を含むがそれに限定されない、また調査官が、安全上の条件が安全なアクセスを許す場合、その時に彼らに知られていた事実と状況の彼らの評価に基づいて、アクセスが正当化されると信じる合理的な理由があると決定した場合、調査に関連すると看做す場所への安全な渡航を、安全と安心が許す場合、を含んでいる、独立した、公平なそして透明な調査を実施することの重要性を強調し、

FFM は、化学兵器の使用に対する責任を帰することについての結論に到達する権限を与えられていないことを想起し、

1. シリア・アラブ共和国における兵器としての、塩素を含む、何らかの有毒化学物質のあらゆる使用についての最も強い文言での安保理の非難をくり返し表明しそして文民が、シリア・アラブ共和国において化学兵器および兵器としての有毒化学物質により殺されそして傷つけられ続けていることに

安保理の憤りを表明する。

2. シリア・アラブ共和国におけるいかなる当事者も、化学兵器を使用し、開発し、生産し、取得し、貯蔵し、維持しまたは譲渡すべきではないことをくり返し表明する。

3. シリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用し、開発し、生産し、その他の方法で取得し、貯蔵しまたは維持し若しくはその他の国家または非政府主体に、化学兵器を、直接若しくは間接に譲渡してはならないという決議 2118 (2013) における安保理の決定を想起する。

4. 継続して報告されたシリア・アラブ共和国における化学兵器の使用、とりわけ 2018 年 4 月 7 日のドウマにおける申し立てられた化学兵器の使用を、最も強い文言で非難する。

5. OPCW FFM に対する安保理の十分な支援を表明し、シリア・アラブ共和国における全ての当事者は、OPCW FFM により関連すると看做されたいずれかの場所へ遅滞なく、安全で妨害のないアクセスを提供することを要求し、そして FFM がドウマにおける申し立てられた攻撃のその調査の結果を可及的速やかに OPCW の事務局長に報告することを要請する。

6. とりわけシリア当局の注意を喚起しつつ、全ての当事者が、国際人道法に適合して、必要としている全ての人々、とりわけドウマにおける人々に対し、医療要員と医療任務に専ら従事している人道要員、その設備、輸送および外科用品を含む、供給品の安全で妨害のない通過を促進するという安保理の要求をくり返し表明する。

7. 安保理が必要と看做すならば、安全保障理事会による更なる延長と更新の可能性と共に、一年間の間、国際連合独立調査メカニズム (UNIMI) を設立することを決定する。

8. 国際連合事務総長に対し、OPCW 事務局長と調整して、この決議の採択から 30 日以内に、安保理の承認のために、シリア・アラブ共和国における、塩素またはその他の何らかの有毒化学物質を含む、化学兵器の使用の実行者、世話人、支援者またはその他で関与した実行可能な最大限の範囲まで個人、団体、集団または政府を特定するため、公平、独立および専門家気質の原則に基づく、UNIMI の設立と業務に関する、職務内容の要素を含む、勧告を安全保障理事会に提出することを要請し、そし

て受領から 15 日以内に、職務内容を含む、勧告に対して対応する安保理の意図を表明する。

9. 国際連合事務総長が、OPCW の事務局長と調整して、職務内容に従って関連する技能と専門知識を持つ公平なそして経験ある職員を採用することを含む、UNIMI の迅速な設立と十分な機能に必要な措置、手段および準備に遅滞なく着手することを更に要請し、そして職員をなるべく広い地理的基礎に基づいて採用することの重要性については、妥当な考慮を払うべきことに留意する。

10. OPCW と UNIMI が自らの職務権限を遂行するために適切と看做す方法で、彼らが各々の自らの調査を遂行する場合、彼らに対する支援を再確認し、シリアにおける化学兵器使用を調査することに関連する危険を認め、そして FFM と UNIMI が自らの調査に関連すると看做す、安全上の条件が安全なアクセスを許す場合、その時に彼らに知られていた事実と状況についての彼らの評価に基づいて、アクセスが正当化されると信じる合理的な理由があると決定した、申し立てられた攻撃の場所を含み得るが限定されない、場所への彼らの安全な渡航ができることを確保するため、国際連合安全保安局と OPCW との十分な調整の重要性を強調し、全ての加盟国に対し、可能な場合そのようなアクセスを促進することを促す。

11. OPCW に対し、医療記録、インタビューのテープや書き起こしたもの、および書類の資料を、含むが限定されない、OPCW により得られたかまたは準備された情報と証拠の全てへの十分なアクセスを提供することを要請し、UNIMI は、その職務権限を遂行するため OPCW と調整して活動すべきことを更に再確認し、そして事務総長は、この決議の第 8 項の規定に従って関連した者を特定するため兵器としての化学物質の使用に関与したかまたはおそらく関与したと OPCW が決定した何らかの事件を迅速に調査するため OPCW と緊密に連絡しあう UNIMI のために必要な準備を行うことを要請する。

12. シリア・アラブ共和国内の全ての当事者に対し、FFM と UNIMI との十分な協力を提供すること、そして自らの職務権限を成し遂げる FFM と UNIMI のために、調査に関連する証人、証拠、報告、資料および場所への直ぐのまた拘束を受けない、安全で確実なアクセスを促進することを求め、全ての当事者に対し、可能な場合にはそのような場所への FFM と UNIMI の安全なアクセスを可能にするため、その中で FFM と UNIMI が OP10 の遂行におけるアクセスを要求する地区における敵対行為を休止することを求め、また UNIMI に対し、彼らが自らの調査のために必要と看做す場所への安全なアクセスができない事例を安全保障理事会に知らせることを奨励する。

13. シリア・アラブ共和国は、彼らの関連する勧告を遵守することにより、OPCW または国際連合が指定した要員を受け入れることにより、これらの要員により着手された活動に安全を提供することと確保することにより、自らの任務を遂行することにおいて、いずれかのまたあらゆる場所への、これらの要員に直ぐのまた拘束を受けないアクセスと検査する権利を提供することにより、そして OPCW が、その職務権限の目的のために重要なものであると信じる理由を有する個人への直ぐのまた拘束を受けないアクセスを許可することによるものを含めて、OPCW および国際連合と十分に協力するものとするという決議 2118 の第 7 項における安保理の決定を想起し、そしてシリア・アラブ共和国における全ての当事者は、これに関連して、十分に協力するものとすることを特に想起する。

14. 事務総長に対し、この決議の第 13 項において詳述された情報とアクセスが提供されたかどうか、決議 2118 の第 12 項に従った 30 日毎の安全保障理事会への彼の報告書において、報告することを要請する。

15. 関連する場合 UNIMI に対し、シリア・アラブ共和国における兵器としての化学物質の使用における非国家主体の犯行、準備、資金提供またはその他の関与に関する情報を交換するため、適切な国際連合テロ対策および不拡散機関、とりわけ決議 1540 に従って設立された委員会と 1267/1989/2253 ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁委員会、と協議しそして協力することを奨励する。

16. UNIMI に対し、シリア・アラブ共和国における具体的事件が、塩素またはその他の有毒化学物質を含む、兵器としての化学物質の使用に関与したかまたはおそらく関与したと FFM が、決定した事例以外のシリア・アラブ共和国における化学兵器の使用の可能性に関連する何らかの証拠を保持することをまた OPCW の事務局長を通して FFM へまた可及的速やかに事務総長に対して、当該証拠を伝えることを要請する。

17. UNIMI に対し、国際連合事務総長により通報されたように、UNIMI がその完全な活動を始めた日から 90 日以内にその最初の報告書を、並びにその後は適切な場合にその調査に関する追加報告書を安全保障理事会と OPCW 執行理事会に提出することを要請する。

18. 決議 1540 (2004) に従って設立された委員会に対し、シリアにおける化学兵器の使用の準備

および実際の使用に関与している非国家主体の活動における傾向についての情報を分析しそして適切な場合に安全保障理事会に報告書を伝達することを要請する。

19. 安全保障理事会は、UNIMI の結論に続いて取る行動の方法を徹底的に評価することを強調し、そして決議 2118 の違反に対応して、国際連合憲章の第七章の下での措置を課す安保理の決定をこれに関連して再確認する。

20. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。